



令和7年1月17日 青森市総務部危機管理課長

青森市豪雪災害救助受付窓口の受付期間を延長します

本市では、青森県が災害救助法の適用期間を1月24日(金)から1月31日(金)まで延長することを決定したことから、「青森市豪雪災害救助受付窓口」の受付期間を延長いたしますので、別添資料のとおりお知らせいたします。

- 1 延長前の受付期間 令和7年1月15日(水)~19日(日)
- 2 延長後の受付期間 令和7年1月15日(水)~26日(日)



【問合せ】青森市総務部危機管理課 担当:課長 横山、主幹 伊藤 TEL:017-734-5059 FAX:017-734-5061

受付期間を延長します

災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし

以下の要件に当てはまる方

①令和6年12月28日(土)からの大雪のため、 住家の倒壊等により、生命・身体に危害を受ける おそれが生じた場合

- ②<u>自らの資力及び労力</u>によって除雪を行うことが できない世帯
 - (※資力要件は申請者からの申出により判断します)

経費

対象者

市が負担します

支援内容

要件に該当する方の**住家の屋根雪下ろし作業**

- ※現場調査(倒壊や破損、落雪の危険性等)し判断します。
- ※あくまでも、住家倒壊等の危険性を排除するための除雪です。
- ※住家倒壊等の危険性がない場合は対象となりません。
- ※住家以外の**店舗・倉庫、車庫等は対象外**です。

対象事例

- ・雪の重みにより、<u>住宅が軋んでいる又は玄関や住宅内の出入口が</u> 開閉できないなどの支障が生じている
- ・屋根雪が地面に積もった雪と繋がってしまい、<u>除雪しないと軒の</u> 折損や壁面を損傷させるおそれがある
- ・落雪により、隣接している住家に被害が生じるおそれがある など

受付期間

令和7年1月15日(水)~19日

26日(日)

電話受付時間 午前8時30分~午後6時まで

申請方法

青森市豪雪災害救助受付窓口へ電話申込 017-752-9022

青森市豪雪災害救助受付窓口(青森市役所本庁舎2階)